

第1章 スポーツ仲裁

第1節 はじめに

スポーツ基本法（基本法）には、スポーツ振興法（振興法）にはなかった新たな規定として、5条3項に、スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めることを定める規定があり、また、15条に、国は、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずることを定める規定がある。

5条3項はスポーツ団体としての努力規定であり、15条は国の基本的施策としての「スポーツの推進のための基礎的条件の整備等」（第3章第1節）の中に規定された「必要な施策」についてのプログラム規定にすぎない。そのため、これらの規定に基づき、スポーツ団体が実際に何をし、国の策定するスポーツ基本計画等に具体化にいかななる「施策」が盛り込まれ、実施されるかが重要である。

以下では、まず、第2節で、スポーツ団体によるスポーツ紛争の妥当な解決のための自主的な取り組みとして、2003（平15）年に設立された日本スポーツ仲裁機構（JSAA）について紹介する。そのうえで、第3節において、上記の5条3項のもとでこれを評価し、さらに努力を要すると思われる点を検討する。そして、第4節で、国は、15条のもとで具体的にどのような施策を講ずることが考えられるかを検討する。

第2節 日本スポーツ仲裁機構

1 設立

JSAAは、2003（平15）年4月7日に日本オリンピック委員会（JOC）・日

本体育協会（日体協）・日本障害者スポーツ協会により設立された。設立段階では、アンチ・ドーピングの規制強化に伴う紛争解決には第三者機関が必要であることが推進力となったが、IOCが設置したスポーツ仲裁裁判所（CAS。後に国際スポーツ仲裁国際理事会のもとに移管された）を参考に検討が進められ、ドーピング紛争のみならず、スポーツ紛争一般を対象とすることとされた。なお、JSAAは、2009（平21）年から一般財団法人となっている。

JSAAの扱っている業務のうち、スポーツ調停については別項に譲り、以下ではスポーツ仲裁について述べる。

（2）3つのタイプの仲裁規則

JSAAには3つのタイプの紛争に対して、それぞれ別の仲裁規則が存在する。

第1は、いわば「行政訴訟型」のスポーツ紛争を対象とする「スポーツ仲裁規則」である。これは、競技者が申立人となってスポーツ団体に対してその決定の取消し等を求める仲裁である（申立料金は5万円）。スポーツ団体は、競技大会への派遣選手の選考や規則違反を理由とする懲戒処分などを行っているところ、その決定に競技者が不服を抱くことがある。しかし、上下関係を厳しく捉える団体役員がいれば、競技者からの決定見直しの要求は容易には通らず、だからといって裁判所に提訴しても、「法律上の争訟」（裁判所法3条）でないとされて訴え却下に終わってしまう可能性が大きい。仮に提訴できたとしても、時間がかかってしまうと競技会も競技人生も終わってしまう。そこで、これを迅速に解決するための仲裁がこれである。なお、本来であれば、草の根レベルのスポーツにおける競技者と団体との間の紛争も対象とすべきところであるが、JSAAの人的・資金的能力から処理可能な案件数には限りがあり、現時点では、JOC・日体協・日本障害者スポーツ協会とその加盟・準加盟・傘下の団体に対する仲裁申立てだけがこの仲裁規則の対象となっている。これまで、この規則により13件の仲裁判断が下されている。

スポーツ仲裁も仲裁である以上、当事者間に仲裁合意があることが必要である。紛争発生後の仲裁合意は成立しにくく、また、スポーツ団体が仲裁に応諾するかどうか分からぬようでは、競技者も仲裁申立てをためらうこと

になってしまう。そこで、スポーツ団体がその決定に対して競技者から取消し等を求める申立てがあれば常に応諾する旨の「自動受託条項」をあらかじめ採択しておくことが競技者の保護のためには必要であり、また、予防的効果として、そのような手続の存在がスポーツ団体の決定手続の適正化を促すことになると考えられる。しかし、この点に関するスポーツ団体の理解は十分ではなく、現状では、トップクラスの競技者の統括団体であるJOC・日体協とその加盟・準加盟団体に限っても、47%程度しか自動受託条項を採択していない。

第2の仲裁規則は、いわば「民事訴訟型」というべき「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」である。この規則による仲裁については、当事者に限定はなく、スポーツに関する紛争であれば申立の対象となる。これは、スポーツ・ビジネス紛争を念頭に置いた規則であり、申立料金・管理料金は日本商事仲裁協会と同額の設定となっている（実績はゼロ）。

第3の仲裁規則は、「刑事訴訟型」というべき「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」である。ドーピング検査の結果、クロ判定となり、日本アンチ・ドーピング機構の規律パネルから制裁の決定を受けた場合に競技者が申し立てるケースを典型例とする紛争を対象としている（申立料金は5万円）。刑事手続に類似している点は、制裁処分が甘いと判断された場合には、世界アンチ・ドーピング機構や国際競技連盟も仲裁申立てをすることができる点であり（相手方は競技者）、ドーピング規則違反に対しては世界が目を光らせているという状況にある。これまでこの規則により2件の仲裁判断が下されている。

第3節 5条3項のものでのスポーツ団体の努力

5条3項は、スポーツ団体の努力義務として、「スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努める」ことを定めている。上記のとおり、JOC等3団体は2003（平15）年にJSAAを設立しており、すでにスポーツ界は一定の努力をしていると評価することができる。

ただし、第2節2記載のとおり、スポーツ団体のうちJSAAのスポーツ

仲裁規則に基づく競技者等からの仲裁申立てに対して自動受諾を約束しているのは半分以下であり、個々のスポーツ団体の努力は十分とは言い難い。確かにスポーツ団体の中には財政的余裕がないところも少なくなく、競技者からの仲裁申立てに対応するために弁護士に依頼する余裕がなく、そのことが仲裁応諾拒否の理由となることもある。このような問題を解消するため、スポーツ団体としては、例えば、互助会的に、一定の料金を基金に毎年支払うことにより、紛争対応の必要が生じたときには基金から交付金が得られるといった仕組みを作ることが考えられよう。そして、さらに、競技者等が紛争解決のために要する費用についても、その種の基金から資金的バックアップが得られるようにすることも、競技者等のスポーツ権を擁護するためには考えられるところである。

第4節 15条のもとでの国策

1 15条の趣旨

15条の目的は、「スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう」にすることにある。そのため、国は、(a)「スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援」、(b)「仲裁人等の資質の向上」、(c)「紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進」、(d)「その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策」を講ずるものとするとされている。

以下では、15条が定める(a)から(d)までの施策として、どのようなことが考えられるかを検討する。

(a) スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援

国の支援としては、財政的支援とそれ以外の支援がある。財政的支援としては、国からスポーツ団体への補助金と同様に、スポーツ紛争解決機関にも補助金を交付することが考えられる。また、金銭以外の支援としては、スポーツ団体への国からの補助金付与の要件の1つとして、競技者からの仲裁・調停申立てに対する自動受諾条項を置くことを要求することも考えられる。

(b) 仲裁人等の資質の向上

仲裁人・調停人の資質を向上させるためには、ドーピング・ルール、過去の仲裁判断等を継続的に学習することを促す仕組みが必要である。そのため、例えば、JSAAの行っているスポーツ仲裁法研究会やスポーツ仲裁シンポジウムへの出席頻度をクレジットとして把握し、仲裁人・調停人をつとめるには一定以上のクレジットを取得している者に限定する等の仕組み作りを国は支援することが考えられる。

(c) 紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進

既述のように紛争解決機関は受け身の機関ではあるものの、その存在と紛争解決の仕組みをスポーツ関係者に周知することが必要である。対象は、スポーツ団体の執行部（その顧問弁護士を含む）及び競技者（監督等を含む）である。とくに、競技者に周知する方法には工夫を要するところであり、分かりやすいパンフレットの作成、その国体等での配布といったアウトリーチ活動や研修会・説明会等の継続的な開催が重要であり、国はそのための資金的な支援を行うことが考えられる。

(d) その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策

紛争解決機関を健全に機能させるためには、紛争解決に関する人の問題と運営に要する資金の問題についての支援が不可欠である。すなわち、人の問題として、紛争解決担当者（仲裁人・調停人・助言者）のみならず、紛争を抱えた競技者等が申立てをするか否かを判断するための相談を受ける担当者と、組織のがバナנסに責任を有する運営者、さらに、競技者との紛争が生じた場合のスポーツ団体の運営者、以上の人々の資質の向上が重要となる。

例えば、最初の問い合わせの電話等に対応する最前線の職員は、クライアント・サティスファクションの向上のためのキーである。職員は紛争を抱えた相談者への対応に当たってきわめてデリケイトな配慮が必要となる。しかし、他方、電話等の相談の中にはいわゆる「モンスター相談者」からのものもあり、事務職員の心のケアも必要である。そのような業務に当たる職員の技能向上のために外部の研修を受けることは、その種の専門的なノウハウを有しない職員の対応能力を飛躍的に向上させる可能性がある。ただ、職員が

このような研修を受けるためには、紛争解決機関に人的余裕があることも必要である。

また、紛争解決機関は申立てを受けて動く受け身の組織であるため、いつ申立があっても動くことができるよう待機すること自体に意味があり、そのための人的・物的装置の維持のために資金を消費する宿命にあることから、資金的に安定を与えることが必要となる。これは、実際の紛争処理件数とは関わりがないことであり、そのため一般の理解は得られにくいが、紛争解決機関の現実の運営を直視すればこれは切実な問題である。

以上のような紛争解決機関職員の研修は、スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決を支える基礎的な条件整備であり、そのための資金的支援は基本法15条の目的にまさに適うものというべきであろう。

(以上、道垣内正人)

参考文献

日本スポーツ仲裁機構のホームページ (<http://www.jsaa.jp/materials/>) には、スポーツ法・スポーツ仲裁に関する文献情報が掲載されている。

コラム 元Jリーガーの議員立法

友近聰朗

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」。スポーツ基本法の前文にはこのように明記されている。「スポーツのある暮らし」を享受できることを法的にも担保されたことは、立法院に従事する私としても、大変感慨深いものがある。国会議員になり4年、スポーツ基本法の成立へと尽力してきたが、一番心苦しかった日はやはりあの日だろう。

11月15日は坂本龍馬の誕生日であり命日にあたる。龍馬がどのような気持ちで脱藩を決意したかは想像もつかないが、奇しくも2007年の同じ日に、元Jリーガーだった私は、参議院文教科学委員会にて、「Jリーグ我那覇和樹選手ドーピング事件」に関して、Jリーグの対応を問い合わせた。Jリーグの掲げるフェアプレイの精神に反するとの思いがあったからである。この国会質問が事件を解決へと導く一助となったことは嬉しい限りであるが、加えて、今般制定されたスポーツ基本法の中で、スポーツ権が明記されたこと（前文、2条）、スポーツ団体のガバナンス（5条）や、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決（15条）などの規定を明文化することへのアシストが出来たことは、議員冥利に尽きる。

周知の通りスポーツ基本法は議員立法であり、法案化の過程の中で「スポーツと体

育」の違いについても議員間において深い議論が行われた。平成11年に制定された文部科学省設置法では、「スポーツ（体育を含む）」という解釈が既にされている。ただ、それ以前は、「体育（スポーツを含む）」という解釈であり、今も尚、社会の中には「体育」という名称のもとで「スポーツ」に携わっている人が多いのも事実である。体育教育は「体づくり」や「チャレンジ精神」「協調性」などを育むだけではなく、「スポーツの歴史」や「スポーツ文化」も教える場もあるはずだと考える。この基本法の冒頭に、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と明記している通りである。

これらの課題をはじめ、どの競技が「スポーツの枠」に当てはまるのか等々、近い将来スポーツ庁が設置（附則2条）されるときに改めて議論が必要だろう。

「Jリーグ百年構想」はドイツがモデルになっている。ドイツ留学を経験した私にとっては、「日本スポーツ界の100年後の未来図」を見てきた錯覚に陥っている。「スポーツ基本法の成立したあの年に、今の日本のスポーツの礎が始まった。」子や孫の世代にそう言ってもらえる日が来るよう、今日も「スポーツのある暮らし」を楽しみたい。

執筆者紹介（50音順／＊編集委員）

伊東 順（いとう たかし）弁護士（第二東京弁護士会）
井上洋一（いのうえ よういち）奈良女子大学文学部教授
入澤 充（いりさわ みつる）群馬大学大学院教育学研究科教授
上柳敏郎（うえやなぎ としろう）弁護士（第一東京弁護士会）
＊浦川道太郎（うらかわ みちたろう）早稲田大学法学学術院教授
遠藤利明（えんどう としあき）衆議院議員、元文部科学副大臣
＊大橋卓生（おおはし たかお）弁護士（第一東京弁護士会）
奥島孝康（おくしま たかやす）早稲田大学名誉教授
奥脇 透（おくわき とおる）国立スポーツ科学センタースポーツ医学研究部副主任研究員
笠井 修（かさい おさむ）中央大学法科大学院教授
桂 充久（かつら あつひろ）弁護士（大阪弁護士会）
川井圭司（かわい けいじ）同志社大学政策学部教授
川原 貴（かわはら たかし）国立スポーツ科学センター統括研究部長
斎藤健司（さいとう けんじ）筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
境田正樹（さかいだ まさき）弁護士（第二東京弁護士会）、東北大学大学院医学系研究科客員教授
酒井俊皓（さかい としつぐ）弁護士（愛知県弁護士会）
佐藤千春（さとう ちはる）朝日大学法学部・大学院法学研究科教授、
＊白井久明（しらい ひさあき）弁護士（岐阜県弁護士会）
＊菅原哲朗（すがわら てつろう）弁護士（第二東京弁護士会）
鈴木 寛（すずき かん）参議院議員、前文部科学副大臣
＊鈴木知幸（すずき ともゆき）国際武道大学大学院特任教授
諏訪伸夫（すわ のぶお）元筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
武田丈太郎（たけだ じょうたろう）筑波大学大学院人間総合科学研究科特任助教
竹之下義弘（たけのした よしひろ）弁護士（第二東京弁護士会）
辻口信良（つじぐち のぶよし）弁護士（大阪弁護士会）、関西大学・龍谷大学講師
道垣内正人（どうがうち まさと）早稲田大学法学学術院教授
友近聰朗（ともちか としろう）参議院議員
中田 誠（なかだ まこと）市民スポーツ＆文化研究所特別研究員
中村哲也（なかむら てつや）一橋大学非常勤講師
中村祐司（なかむら ゆうじ）宇都宮大学国際学部・大学院国際学研究科教授

平井千貴（ひらい ちか）

日本アンチ・ドーピング機構テスティンググループシニアマネージャー
藤原庸介（ふじわら ようすけ）日本オリンピック委員会理事
＊松本泰介（まつもと たいすけ）弁護士（第二東京弁護士会）
宮内孝知（みやうち たかのり）早稲田大学スポーツ科学学院教授
＊望月浩一郎（もちづき こういちろう）弁護士（東京弁護士会）
＊森 浩寿（もり ひろひさ）大東文化大学スポーツ・健康科学部教授
＊森川貞夫（もりかわ さだお）市民スポーツ＆文化研究所代表、日本体育大学名誉教授
山崎卓也（やまさき たくや）弁護士（第二東京弁護士会）
吉田勝光（よしだ まさみつ）松本大学人間健康学部教授
吉田光成（よしだ みつなり）文部科学省大臣官房総務課課長補佐

詳解スポーツ基本法

2011年12月20日 初版第1刷発行

編 集 日本スポーツ法学会

発 行 者 阿 部 耕 一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巣町514

発 行 所 株式会社 成 文 堂

電話03(3203)9201代 FAX03(3203)9206

<http://www.seibundoh.co.jp>

製版・印刷・製本 シナノ印刷

©2011 日本スポーツ法学会

校印省略

Printed in Japan

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆

ISBN978-4-7923-8068-7 C3075

定価（本体3,200円+税）